

4月も過ぎ去り、5月になりました。連休はゆっくり過ごしてリフレッシュできましたか？
今年度も龍郷町学校事務支援室では、年間8回、支援室だより「ひりゅう」を発行予定です。給与や福利厚生などに関する情報を先生方に届けられるよう作成していきますので、どうぞよろしくお願いします。

【 令和7年度 龍郷町学校事務支援室の構成 】

学校名	事務職員名	担 当 業 務
大勝小学校	慶田 春彦	室長（業務総括・調整・指導助言）
赤徳小中学校	有村 彩香	室長補佐・管理（支援室業務・実施計画・連絡調整）
戸口小学校	木下 大輔	研修（業務研究計画推進・研修総括・広報）
龍瀬小学校	米満 瞳	研修（業務研究計画推進・広報・HP・記録）
龍郷小学校	内山 優江	研修（業務研究計画推進・支援室予算・公文受発）
龍南中学校	吉崎 奈緒	研修（業務研究計画推進・物品見積補助・記録・HP）
龍北中学校	山下 佳子	研修（業務研究計画推進・物品見積・秋名小町費事務支援・大事協）
円小学校	一野 佐津紀	研修（業務研究計画推進・会計・記録）
秋名小学校	山下 佳子	兼務

児童手当制度のご案内

児童手当は、高校卒業まで（18歳の誕生日後の3月31日まで）の児童を養育している方が対象です。家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給されます。原則として、4月、6月、8月、10月、12月、2月にそれぞれ前月分までの2か月分がまとめて支給されることになっており、6月に支給されるのは4～5月分です。

児童手当現況届の提出について

児童手当の受給者は毎年6月に現況届を提出することになっています。提出がなければ6月以降の支給が差し止められることもありますのでご注意ください。

提出書類は以下のとおりです（※6/1以降の住民票等を取得してください）。

書類名	留意事項
現況届	・児童欄には「22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子」を全て記入する。
世帯全員分の住民票	・マイナンバー以外の記載事項は省略しない。 ・子どものいる世帯と別居の場合はそれぞれ取得する。
令和7年度（令和6年分）所得証明書	・共働き世帯は夫婦双方の証明書を取得する。

物品の共同見積・購入について

龍郷町事務支援室では、効率的な予算執行と事務処理を目的として、学校備品・消耗品の共同見積および共同購入を行っています。複数の業者に共同で見積を行うことで購入価格が抑制され、配当予算内では困難だった物品の購入が可能となる等、予算の効率的な執行につながります。

- 6月初旬 各学校から出された購入希望物品を**集約**

6月中旬 文具店やスポーツショップ、家電量販店等に**見積依頼**

7月 見積結果を基に、各業者へ**物品発注**

8月～ 各学校へ**納品**



5月給与支給明細は **追給・戻入** をチェック！



4月に転入・採用された先生方は、転入に伴う各手当の手続きが4月分給与では間に合わないため、5月分給与で調整されます。各自明細をご確認ください。

○ 住居手当

住居手当は異動したことでは手当が止まらないため、前所属で3月まで住居手当を受給していた場合、異動後の4月もそのままの額で住居手当が支給され、差額は5月分給与で調整されます。ただし、臨時的任用職員の先生方は3月末で一旦退職となるため、5月分給与で4月分も遡って支給されます。

例：前所属での住居手当が25,000円、新所属では27,000円となった場合（4月1日異動者）

3月支給 住居手当	4月支給 住居手当	5月支給 住居手当
25,000円	25,000円	27,000円 + 2,000円（←4月分差額）

○ 通勤手当

通勤手当は異動と同時に手当が止まるため、異動した職員は4月給与で通勤手当が支給されていませんが、4月から支給要件を満たす場合は、5月分給与で4月分も遡って支給されます。

○ 扶養手当・児童手当

扶養手当・児童手当は異動しても支給要件は変わりませんので、継続支給されます。

ただし、臨時的任用職員の先生方の扶養手当については、3月末で一旦退職となるので4月分給与では支給されず、4月から支給要件を満たす場合は、5月分給与で4月分も追給として支給されます。

○ 単身赴任手当

単身赴任手当は異動と同時に手当が止まるため、異動した職員は4月給与で単身赴任手当が支給されていませんが、4月から支給要件を満たす場合は、5月分給与で4月分も遡って支給されます。

○ へき地手当・へき地手当に準ずる手当

へき地手当は、勤務地に応じた割合で、4月分給与から支給されます。

へき地手当に準ずる手当は、へき地学校への異動に伴い住居を移転した職員が対象です。該当の職員は5月分給与で4月分も遡って支給されます。



諸手当の改正内容等について

鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部改正が行われ、令和7年4月1日より適用されています。改正内容について簡単に紹介します。

○ 扶養手当の改正

配偶者の手当に係る経過措置 及び 子に係る手当の増額



項目	令和6年度以前	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
配偶者に係る手当	6,500円	4,500円	2,500円	廃止（0円）
子に係る手当	10,000円	11,500円	13,000円	13,000円

○ 住居手当に係る取扱

再任用職員に 住居手当を支給



○ 単身赴任手当に係る取扱

新規採用職員も要件を満たせば対象となることを規定（令和6年度以前も権衡職員として対象）



○ へき地手当等に係る取扱

再任用職員に へき地勤務手当 及び へき地手当に準ずる手当を支給

（へき地手当に準ずる手当は、令和7年度に初めて再任用職員になった方のみ）



※ 通勤手当についても改正がいくつかありましたが、龍郷町では関係する職員がいらないため、割愛しております。

